

決 定 書

異議申出人 比企郡ときがわ町

市石 智明

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年2月12日付けで提起のあった同年2月8日執行のときがわ町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申し出（以下「本件異議申出」という。）について、ときがわ町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙の当選の効力に不服があるので、3者の有効投票、按分票及び無効票について改めて点検し、有効、無効の判別及び得票数の集計のやり直しをすることを求めるというものである。

2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のように解される。

- (1) 最下位当選者の畑豊候補と次点の橋本容子候補の票差は0.357票であり、極めて僅差であるため、無過失の集計ミスでも当選の効力に影響を与える可能性が高い。
- (2) 本件選挙に立候補している橋本容子候補と橋本樹奈候補は、ともに橋本姓であり、姓のみの記載では按分票となる。この橋本姓のみ記載の票が橋本容子候補又は橋本樹奈候補の票に含まれていた場合、按分票となり、両候補の票数に変動が生じる。按分が発生しない選挙の場合、姓のみの記載であればその姓を持つ候補者の有効票となるため、本件選挙でも同様に判断された可能性がある。
- (3) 畑豊候補の有効投票312票については、無効となるべき票が含まれている可能性がある。
- (4) 当委員会の発表による無効票とされた134票については、有効となるべき票が含まれている可能性がある。

決 定 の 理 由

申出人から令和 8 年 2 月 12 日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なものとして認め、当委員会において、同月 19 日付けでこれを受理した。

当委員会では、本件異議申出の決定に当たり厳正を期すため、同年 3 月 16 日に申出人の関係者及び利害関係人である畑豊候補の関係者の立会いのもと、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認した上で、申出人が主張する 3 人の候補者の有効投票、公職選挙法（以下「法」という。）第 68 条の 2 第 4 項により按分をした票（以下「按分票」という。）及び無効投票の開披調査（以下「本件開披調査」という。）を実施し、本件異議申出に対する審理を行うこととした。

調査対象票

「畑ゆたか」有効投票（312 票）

「はしもとようこ」有効投票（310 票）

「橋本じゅな」有効投票（256 票）

按分票（4 票）

無効投票（134 票）

合計 1,016 票

1 抽出票及び判定基準

本件開披調査において、調査対象票のうち立会人（申出人）から指摘された抽出票は 2 票であり、「畑ゆたか」の有効投票から 1 票、「はしもとようこ」の有効投票から 0 票、「橋本じゅな」の有効投票から 0 票、按分票から 1 票、無効投票から 0 票であった。

なお、別記 1 は按分票の中から、別記 2 は畑ゆたか候補の有効投票の中から抽出したものである。また、再計数については、全ての票において票数に誤りはなかった。

別記 1 及び別記 2 の当選の効力の判断にあたっては、次の法律の規定及び判決に示された考え方に従った。

【公職選挙法】

第 67 条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第 68 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

【昭和 31 年 2 月 3 日最高裁判所判決抜粋】

候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であって

も、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきであつて、これを候補者でない者に対する投票と認めるべきでない。

【昭和 63 年 6 月 30 日仙台高等裁判所判決抜粋】

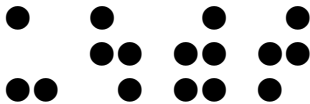
他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のものでして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載には当たらないものと解するのが相当である。

2 抽出票の判定結果

(1) 別記 1 - 1

この投票は、点字投票により記載されている。点字は、1文字につき縦3点及び横2点の6つの点から構成されており、横書きで、凸面を左から読むものである。この投票の文字は4文字であり、1文字目は、欄外のルビ「ほ」上、ルビ「し」上及び「補」の衣偏上部に凸がある。2文字目は、欄外の「補者」と罫線の間にも凸があり、3文字目及び4文字目は欄内に記載されている。横軸にずれはなく、文字間が等間隔のため、点字器を使って記載したものと推測される。

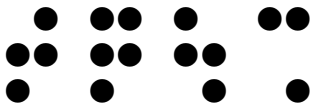
この投票をわかりやすく書き起こすと、次のようになる。



なお、2文字目の右上、3文字目の左上及び4文字目の左上にも凸がみられるが、これは明確に凸となっていないため、押し込む位置を探るためになぞった際に発生した跡であり、意思を持って押し込んだ文字の一部ではないと判断した。

この投票は、「はしもと」と記載されている。

なお、投票用紙を天地逆さに設置して記載した場合は、次のようになる。



これは「とてしく」となり、該当する候補者がおらず、意味をなさない。よって、前者の場合は誤記が認められず、投票した選挙人の意思が明白であるため、「はしもと」の按分票と認める。

(2) 別記 2 - 1

この投票は、点字投票により記載されている。点字は、1文字につき縦3点及び横2点の6つの点から構成されており、横書きで、凸面を左から読むものである。この投票の文字は5文字であり、2文字目と3文字目の間に空白があり、全て欄内に記載されて

いる。横軸にずれはなく、文字間が等間隔のため、点字器を使って記載したものと推測される。

この投票をわかりやすく書き起こすと、次のようになる。

● ● ● ● ●
● ● ● ● ●

これは、「はた ゆたか」と記載されている。

なお、投票用紙を天地逆さに設置して記載した場合は、次のようになる。

● ● ● ● ●
● ● ● ● ●

これは、「かこぬ こく」となり、該当する候補者がおらず、意味をなさない。よって、前者の場合は誤記が認められず、投票した選挙人の意思が明白であるため、畑ゆたか候補の有効投票と認める。

3 当委員会の判断

本件開披調査の結果、申出人から申し出のあった候補者3者の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められなかったこと、無効投票とされた投票からもいずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかったこと、また、再集計の結果、計数に誤りがなかったことから、町選挙会において決定された各候補者の得票数に異動は生じない。

4 結論


以上のことから、当選人の無効の決定を求める申出人の主張には理由がない。よって、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。


令和8年3月23日

ときがわ町選挙管理委員会
委員長 根 岸 稔

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

| | | |
|--|----|----------------------------|
| 1 | 番号 | 別記2 (畑ゆたか候補の有効票から抽出した票) |
| <div data-bbox="371 501 667 619" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> <small>候 補 者 氏 名</small> </div>  | | 投票用紙 |

| | | |
|--|----|---------------------|
| 1 | 番号 | 別記1 (按分票から抽出した票) |
| <div data-bbox="1301 501 1597 619" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <small>こう ほ しゃ し めい</small> <small>候 補 者 氏 名</small> </div>  | | 投票用紙 |